第40回 統計委員会 議事録

- 1 日 時 平成 22 年 11 月 19 日 (金) 14:58~15:58
- 2 場 所 中央合同庁舎第4号館12階 共用第1208特別会議室

3 出 席 者

【委員】

樋口委員長、深尾委員長代理、縣委員、阿藤委員、安部委員、井伊委員、 首藤委員、椿委員、廣松委員、山本委員

【統計委員会運営規則第3条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長等》

内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、文部科学省生涯学習政策局調査企画課長、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部統計企画課長、経済産業省経済産業政策局調査統計部長、国土交通省総合政策局情報安全·調査課長、日本銀行調査統計局審議役、東京都総務局統計部長

【事務局等】

西川内閣府総括審議官、乾内閣府大臣官房統計委員会担当室長、杉山内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官、池川総務省政策統括官(統計基準担当)、 千野総務省政策統括官付統計企画管理官

4 議 事

- (1) 専門委員の発令等について
- (2) 諮問第30号「生命表の基幹統計としての指定について」
- (3) 諮問第31号「鉱工業指数の基幹統計としての指定について」
- (4) 部会の審議状況について
- (5) その他

5 議事概要

○樋口委員長 それでは、定刻前ですが、山本先生はタクシーがちょっと混んでいて遅れて来られるということですので、始めたいと思います。第 40 回「統計委員会」を開催いたします。

本日は宇賀委員、佐々木委員、津谷委員が所用のためご欠席です。

それでは、議事に入る前に、本日用意されております資料についてご説明をお願いします。

〇乾内閣府統計委員会担当室長 それでは、お手元の資料を紹介させていただきます。

資料1「統計委員会専門委員名簿」。

- 資料2「部会に属すべき専門委員の指名について」。
- 資料3「諮問第30号『生命表の基幹統計としての指定について』」。
- 資料4「諮問第31号『鉱工業指数の基幹統計としての指定について』」。
- 資料 5 「人口・社会統計部会の審議状況について (報告)」。
- 資料6「サービス統計・企業統計部会の審議状況について(報告)」がございます。

それに参考資料が3つ付けてありますので、ご確認ください。

○樋口委員長 それでは、統計委員会専門委員の発令等でございますが、生命表の審議に参加していただくために、資料1のとおり小暮厚之専門委員が11月19日付で任命されております。

また、併せまして、資料2のとおり、人口・社会統計部会の専門委員として小暮専門委員を指名 させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

また、既に任命済みのため発令などはございませんが、資料2の4ページ目の参考にございますとおり、産業統計部会の委員・専門委員の皆様に鉱工業指数の審議に参加していただくことになっておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

人口・社会統計部会及び産業統計部会の先生方には大変ご苦労をおかけいたしますが、ご審議の ほどよろしくお願いいたします。

それでは、次の議題に移ります。

諮問第30号、生命表の基幹統計としての指定につきまして、総務省から説明をお願いします。

〇総務省吉田調査官 総務省政策統括官室の吉田でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、資料3に基づきまして説明をさせていただきます。

初めにお断りといいますか、おわびいたしますが、資料3の中に更に資料1、資料2ということ になっておりまして、非常に紛らわしいのですが、お許しいただきたいと思います。

それでは、説明させていただきます。

今回、本委員会にお諮りいたしますのは、生命表の基幹統計化、すなわち生命表を基幹統計として指定することについてであります。生命表の基幹統計化につきましては、昨年3月13日に閣議決定されました「公的統計の整備に関する基本的な計画」、いわゆる基本計画におきまして触れられております。

資料3の5ページ目の参考1でございますが、こちらは基本計画の抜粋でございます。基本計画では具体的推進に向けまして、今後5年間に講ずる必要のある具体的な施策を別表の形で示しておりまして、いわゆる工程表と言われますが、そこに新たに基幹統計として整備する統計といたしまして、生命表、ここでは完全生命表と簡易生命表の2つを指しています。

ここにございますように、基本計画では、生命表は「国勢統計、人口動態調査及び現在推計人口を加工し、国民の生存、死亡、健康及び保健状況を集約的に示す指標として作成される加工統計であり、国内の医療及び保健政策の基礎資料として重要であるとともに、健康に関する国際比較指標としても用いられている」とされております。

また、基本計画ではその実施時期につきまして、「平成22年度までの整備に向けて、平成21年度から所要の準備を開始する」とされております。これは婉曲的な言い回しでありますけれども、

22 年度には基幹統計として指定をしなさいということであろうと思います。

ということで、これを受けまして、今回の視点について統計法第7条第1項の規定に基づきまして、基幹統計として指定することについてお諮りするものでございます。

それでは、生命表の概要につきまして説明をさせていただきますが、資料3の2枚目、資料1で ございます。こちらは「生命表の概要」というタイトルで作ってございますが「作成目的等」、「作 成方法等」、「利用状況」という3つの柱で整理しています。

「作成目的等」でございますが、生命表はある期間、これは※を付けておりますけれども、基本的には1年間ということでございますが、戦前におきましては、複数年間を対象として作成される場合があったということでございます。その期間における年齢別の死亡率や死亡状況がその後も変化しないと仮定したときに、各年齢の人が1年以内に死亡する確率や平均してあと何年生きられるかといった期待値、これを平均余命と言っておりますけれども、そういったものを死亡率や平均余命等の生命関数と言われる指標で表したものでありまして、死亡状況を厳密に分析することを目的として作成される加工統計でございます。

先ほども申しましたけれども、生命表としては完全生命表と簡易生命表の2種類がございます。 完全生命表は各歳別に作成されます。国勢調査年を対象として5年ごとに作成されておりまして、 簡易生命表は昭和23年を対象としたものから毎年作成されております。完全生命表の第1回目は 明治24年から31年までの8年間を対象として作成されております。直近のものは平成17年に国 勢調査が実施されましたけれども、それを対象に作成されたものでございます。

「作成方法等」でございますけれども、完全生命表は国勢調査による確定人口、日本人の人口でございますが、それから人口動態統計の死亡数、乳児死亡数、出生数の確定数が基礎情報です。また、簡易生命表は推計人口による日本人人口、人口動態統計月報の年計(概数)を作成の基礎情報といたしまして、まず人口と死亡数から年齢別の死亡率を計算します。それを基に生存率、生存数、死亡数、死力、定常人口及び平均余命等の生命関数を計算、作成することにしております。ただし、1歳未満の区分につきましては、週単位あるいは月単位に区分を細かくして計算しております。

なお、死亡率の計算におきまして、1歳未満の場合には出生数と死亡数から計算をいたしますけれども、1歳以上の場合は完全生命表では出生の月別人口と死亡数から計算、簡易生命表では中央人口と死亡数から計算を行っているということでございます。

「利用状況」につきましては、基幹統計として指定するに当たって重要な要件ということになりますが、もう少し詳しい資料を作成しております。

「生命表の概要」の次のページ、資料2という横表でございますが、既存の統計を基幹統計として指定することにつきましては、統計法第2条第4項第3号のイからハに規定されております3つの要件のうちのいずれか1つに該当するということが必要になっております。

3つの要件とは、この資料の左側の枠内にございますけれども、1つ目が「全国的な政策を企画 立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統計」であること。

2つ目が、「民間における意思決定または研究活動のために広く利用されると見込まれる統計」であること。

3つ目が、「国際条約又は国際機関が作成する計画において作成が求められている統計、あるいは国際比較を行う上において特に重要な統計」であること。

それでは生命表について、これらの要件に該当しているかどうかということでございますが、統計法の第2条第4項第3号イの全国的な政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統計であることという要件につきましては、矢印で引っ張っておりますけれども、3つほど例示を上げております。

1つは、将来推計人口の計算の基礎資料として利用している。

2つ目は、法令上の利用でございます。これは今年3月でございますけれども、相続税法が改正 されまして、個人年金保険などの定期金に関する権利の評価などの財産評価における参考資料とし て生命表を用いる。ここでは明確に厚生労働省が作成する完全生命表を使うと規定されております。

また、医療保険制度の見直しですとか、年金の支給開始年齢の見直しなど、保健、医療、福祉など高齢化の進展に伴って政策的重要性が高まっております諸施策の基礎資料として利用されているということであります。

続きまして、第3号ロの民間における意思決定または研究活動のために広く利用されると見込まれるものであるかどうかという要件でございます。

ここでは民間保険会社における年金保険料率算出の基礎資料として利用しているということで ございます。民間の生命保険会社の保険料の算出根拠といたしまして、標準生命表というものを作 っておりますが、それが日本アクチュアリー会というところで作っているのですが、その改定に当 たりまして、最新の生命表を用いて作成しているということでございます。

3つ目の要件、国際的に使われているかどうかということでございます。

これは国連からの要請を受けまして、毎年人口統計年鑑を作成するために、そのデータは提供されておりますし、WHOから要請を受けまして、毎年世界保健統計といったものが作成されているということでございます。

このようなことから、生命表は統計法が言う3つの要件をいずれも充足していると考えられます。 繰り返しになりますけれども、基本計画の中で生命表の基幹統計化について検討せよということ でございますので、今回お諮りする生命表の基幹統計として指定することにつきましては、この基 本計画の趣旨にも沿っていると考えております。

諮問文の別紙として諮問理由を付けておりますけれども、内容的には今ご説明いたしました内容でございます。

それから、今後のスケジュールでございますけれども、年度内に指定手続を終えるということで、 できますれば1月に答申をいただくような形でお願いしたいと考えております。ご審議のほどよろ しくお願いいたします。

○樋口委員長 ありがとうございました。

これまでも生命表は重要な統計であることは間違い無いわけですが、従来、加工統計であるため に基幹統計に含まれていなかったということで、今回その諮問ということで出てまいりました。

この点につきまして、何かご質問、ご意見がございましたら、お願いいたします。

阿藤委員、どうぞ。

○阿藤委員 今回、生命表が基幹統計になるというのは、今、委員長がおっしゃったように加工統計が基幹統計になり得るということが新統計法で定まったからでして、勿論、経済統計の方にはSNAという大統計があるわけですけれども、人口・社会分野では多分これが初めてではないかと思います。そういう意味で、生命表というのは非常にスタンダードな作り方で、長い歴史があるので、そのまま基幹統計にしても良いという気持ちもなくはないのですけれども、しかし、この際少し広く議論をしておくのは有益ではないかということです。

これは厚生労働省統計情報部の中でずっと作られてきて、特に外側からの議論というのは余りなかったように思います。そういう意味では、こういう統計委員会の場をかりて議論できたらと個人的には思っているところです。

ご承知のように、今、日本人の寿命というのは世界最長寿で、言わば人類の実験台みたいなところがありまして、特に高齢者は死亡率がどんどん下がって寿命が延びているという事実があって、従来型の作り方で本当に良いのかどうかという辺りも含めて議論ができればということがあるのと、もう一つ、ここでは完全生命表と簡易生命表だけですが、議論の広がりとしては、例えば都道府県別、地域別の生命表なども少し議論の中に入れてみたい。あるいはそこに入るのかわかりませんけれども、今、健康生命表という健康も含めた生命表の考え方なども出てきているので、勿論時間が限られていますが、そんなこと触れられればと思ったりしております。

以上です。

〇樋口委員長 ありがとうございました。総務省あるいは担当の厚生労働省から何かありますか。 よろしいですか。

(総務省及び厚生労働省から特段の意見なし)

○樋口委員長 そのほかにいかがでしょうか。それでは、十分にご審議いただくということで、これは人口・社会統計部会に付議しまして、同部会で詳細にご審議いただくことにしたいと思います。 そのようにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○樋口委員長 ありがとうございます。それでは、本件につきましては、人口・社会統計部会でご審議いただき、その結果をこの本委員会でご報告いただくということで、阿藤部会長を始め、委員の皆様よろしくお願いいたします。

それでは、次の議題に移ります。諮問第 31 号、鉱工業指数の基幹統計としての指定につきまして、総務省からご説明願います。これも加工統計に伴うことだと思います。

○総務省中川統計審査官 それでは、説明させていただきます。

これも加工統計、鉱工業指数の基幹統計化についてです。

まず、資料4の7ページをご覧になっていただければと思います。閣議決定の基本計画との関係ですが、「新たに基幹統計として整備する統計」ということで、いわゆる加工統計、鉱工業指数です。「我が国の鉱工業の生産、出荷、在庫に係る諸活動を表す重要な指標であり、また、生産活動の基調判断、経済活動分析、生産動向や設備投資分析等にも広く利用されている」ということで、

「基幹統計化に向けて、その範囲を指数系列のどこまでとするかについて検討する」、要するに論 点は下の2行です。現在、作成されている系列は8系列あるわけですが、どの範囲にするかという のが論点になっています。

概要についてお話しますと、3ページをご覧になっていただきたいと思います。「鉱工業指数の 概要」と書いてあります。

「作成目的等」は、「鉱工業製品を生産する国内の事業所における生産、出荷及び在庫に係る諸 活動並びに製造工業の各種設備の生産能力及び稼働状況を把握することを目的として作成されて おり、5年おきに基準改定を実施」する。

4ページをご覧になっていただければと思いますが、図表で簡単に説明いたしますと、上の方に「鉱工業生産活動の流れ」という図が描いてあります。原材料から商業活動までの全体の流れですが、生産のところは生産指数という形で作成されています。出荷は出荷指数、製品在庫については在庫指数、出荷と在庫との関係で在庫率指数、生産能力というものを調査していますので生産能力指数、生産能力と生産との関係で稼働率指数と、工業生産活動全体を鉱工業指数という形で表しております。

3ページに戻っていただければと思います。「作成内容」ですが、対象範囲は製造工業及び鉱業の18業種です。日本標準産業分類との関係でいいますと、中分類をベースに構成されています。

基準時は平成17年(2005年)ですが、今回は2010年基準の改定作業に着手するということで、5年ごとに基準時点を改めて見直しを行っています。これは総務省の告示の指数の基準時等に関する統計基準というものに基づいて行われております。

指数系列が①~⑥までございますが、今回、基幹統計として指定したいのはこの 6 系列でございます。

指数の作成の歴史を簡単に言いますと、①生産指数は昭和5年に作成されています。1930年です。

- ②出荷指数は昭和30年、1955年から作成されています。
- ③在庫指数及び④在庫率指数は昭和25年、1950年からです。
- ⑤生産能力指数及び⑥稼働率指数は昭和25年、1950年からです。

要するにかなりの歴史をもって作成されているものです。

この6系列のほかに、一番上の生産指数の生産額ウェイトの生産指数を経済産業省は作成しております。そのほかに製造工業生産予測指数も作成しています。この2系列を外した6系列を基幹統計化したいということです。生産指数の生産額ウェイトですが、国連のマニュアルによりますと、生産指数というのは付加価値額の短期的変動を見るものだということで、これに基づいて付加価値額ウェイトの生産指数を作成していまして、付加価値額との対比という意味で生産額ウェイトの生産指数を従来から経済産業省は作成しています。また、在庫額ウェイト、出荷額ウェイトとの整合性という意味で生産額ウェイトを作成しています。

ただ、生産額ウェイトの生産指数は速報あるいは確報の冊子には掲載されていなくて、閲覧できるような状態で公表しています。相対的に利用度が低いということもありまして、これは指数系列から外したいということです。

もう一つは製造工業生産予測指数ですが、予測指数というのは調査対象月の生産の見込み、翌月の生産見込み、要するに先行きを見る指数であり、実績値とは違った指数で、性格が異なるものであるということです。このような理由から、生産額ウェイトの生産指数と製造工業生産予測指数の2つの系列を外して、この6系列を指定したいという趣旨で諮問をしたいということです。

作成省は経済産業省です。

作成方法については、生産動態統計調査等の調査品目から採用品目を選定して、数量指数によって作成するということで、また4ページをご覧になっていただければと思います。

4ページの下の基礎データですが、月次データについては経済産業省の生産動態統計調査が中心になっています。そのほかに薬事工業生産動態統計調査、牛乳乳製品統計調査、木材統計調査、造船造機統計調査、鉄道車両等生産動態統計調査を使用しており、これらは基幹統計調査で、各省のデータを使って行っております。業界データとしては、ビールとかウイスキーを把握しております各酒造組合のデータですとか、そのほかにハム、ソーセージの工業組合からのデータも使っております。

ウェイト算定については、工業統計調査、本邦鉱業のすう勢調査を使ってウェイトの計算をして います。

また元に戻っていただければと思いますが、季節調整はアメリカの商務省センサス局法X-12-ARIMAを使って行っております。

「結果の公表」ですが、速報については対象月の翌月下旬、確報については翌々月中旬。※で書いてありますが、毎年4月中旬に前年1年分の数値を修正しまして、7月頃年報を公表しています。 結果の利用ですが、政府、民間研究機関等における景気動向の把握・分析に利用している。それから、月例経済報告における基調判断、政府の各種白書、国際機関における各国の鉱工業生産の動向把握等に利用されています。

もう一度確認ですが、5ページをご覧になっていただければと思います。統計法の基幹統計の要件への該当状況ですが、行政機関が作成し、または作成すべき統計であって、次のいずれかに該当するものとして総務大臣が指定するものとなっています。左側が法律上の要件です。

第3号のイとして、全国的な政策を企画立案云々とありますが、これについては景気判断に使われる重要な統計であるということで該当すると思われます。

ロの民間における意思決定または研究活動のために広く利用されると見込まれる統計については、民間のシンクタンクなどでかなり利用されていまして、エコノミストに対するアンケート調査結果によれば、20年ごろに実施したようですが、これについてもかなりの評価を得ています。

ハの国際条約、国際機関が作成する計画において、作成が求められている統計で特に重要な統計であるということですが、これについては 1952 年に批准した経済統計に関する国際条約、工業生産指数に係る国際マニュアル、この国際マニュアルというのは生産指数についてのみ推奨されていまして、これは先ほど言いましたように、付加価値額の短期的変動を示す指数が生産指数であるということで、これに基づいて作成しているということで、いずれの各項にも該当するものであるということです。

今回の諮問理由は、今、説明しましたように、現在8系列の指数を作成しているわけですが、そのうち先ほど言いました理由により6系列を基幹統計として指定したいというものです。

諮問趣旨は以上です。

- ○樋口委員長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見をお願いいたします。 廣松委員、どうぞ。
- **○廣松委員** この鉱工業指数は、先ほどの生命表と同じで、大変長い歴史的経緯をもつ統計であり、 かつ様々な分野で用いられている極めて重要な加工統計であると考えます。その趣旨を踏まえて部 会で審議をしたいと思います。同時に4ページのところにありますとおり、多くの基礎データを使 っておりますので、それらの利用状況等も含めて部会で慎重に審議をしたいと考えます。
- ○樋口委員長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

もし、ここで特段のご質問、ご意見がなければ、本件は産業統計部会に付議しまして、同部会で 詳細にご審議いただくことにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

〇樋口委員長 それでは、これは廣松先生のところの産業統計部会でご審議いただくということで、 よろしくお願いいたします。

それでは、次の議題に移ります。人口・社会統計部会の審議状況につきまして、阿藤部会長から ご報告をお願いします。

○阿藤委員 人口・社会統計部会で社会生活基本調査について審議をしております。これは 10 月 22 日の統計委員会で諮問されまして、11 月 5 日に第1回の部会、今週の火曜日に第2回の部会を 開催いたしました。2回分ご説明できれば良いのですけれども、第2回の方はまだ整理がついておりませんので、本日は第1回の部会概要を報告いたします。資料5です。

第1回の部会では調査事項の変更のうち、専ら追加する事項について議論をいたしました。

資料の1ページの5の(2)のアというところに勤務形態の追加というものがありますが、これを 追加すること自体については適当ということでしたが、短時間勤務者の定義について疑義が残った ので第2回の部会で議論することにいたしました。

資料の2ページの上段の5の(2)のイですが、年次有給休暇の取得日数を追加し、そのかわりに過去2回調査されていた連続休暇の取得状況を削除するという提案について議論いたしました。これについては結論的には適当ということになりましたが、委員から質問のカテゴリーの問題として、年次有給休暇が付与されていないものをより正確に把握するために、まずは年次有給休暇の付与の有無を把握する。その上で有りとしたものについて取得日数を把握する形に変更した方が良いのではないかということで、これも次回部会で再度審議することになりました。

資料の2ページの中段の5の(2)のウですが、1週間の希望就業時間の追加についてでございます。これも追加すること自体については適当となりましたが、委員からは、原案では有業者と無業者で時間階級が区別されていたのですが、これは有業者の区分に揃えるべきだという意見が出されましたことから、これも次回部会で再度審議することになりました。

資料の2ページの下段、5の(2)のエでありますが、普段の健康状態の追加です。この追加自体

についても適当ということになりましたが、委員から、健康状態の捉え方について、原案では仕事 との関わりで捉える形になっていたのですが、そうではなくて、今、健康と思うかというような一 般的な捉え方をしてはどうかという意見が出されたものですから、次回部会で再度審議することに なりました。

資料の3ページの中段、5の(2)のオですが、個人の年間収入の追加については原案どおり適当とされました。

そういうことで、詳細な報告は第2回を含めて次回の委員会で行いますが、16日に開催しました第2回の部会では、更にボランティア活動に関わる1日当たりの活動時間の追加とか、あるいは所属するボランティア団体等に関わる選択肢の追加とか、世帯員以外の者から受けている育児の手助けに関わる選択肢の追加、携帯電話やパソコンの使用状況等の削除、週休制度の削除、居住室数の削除、生活行動種目の見直し、インターネット回答方式の調査票Bにおける併用、コールセンターの設置、封入提出方式と郵送提出方式の併用などについて議論をいたしました。これについてはまた次回の統計委員会で報告したいと思います。

12月6日開催予定の第3回目の部会で引き続き審議を行いまして、翌年1月7日金曜日に開催予定の第4回目の部会で答申をとりまとめる予定にいたしております。

以上です。

○樋口委員長 何かご質問がございましたら、お願いします。

ちょっと確認です。これは総務省統計局の社会生活基本調査ということですが、テーマそのもの あるいは質問項目は、例えば勤労形態あるいは健康であるとか厚生労働省の施策に関連しているも のであるように思えるのですが、審議協力者に厚生労働省が入っていないようですが、これは何か 理由があるのでしょうか。

- **〇総務省吉田調査官** 厚生労働省は一応審議協力者としてメンバーに入っていただいております。
- ○樋口委員長 出ていないだけですか。
- ○総務省吉田調査官 たまたま当日メインテーブルには座っておりませんでした。
- ○樋口委員長 そうですか。是非それは出ていただいた方がよろしいのではありませんか。
- ○総務省吉田調査官 当日、メンバーである室長が厚生労働省内の厚生労働統計の仕分けの方に出席され、部会の方への出席がなかったが、代理の出席があったということでございます。
- **○樋口委員長** そうですか。これは非常に重要な統計ですし、有給休暇というのは厚生労働省の政策のまさに一番大きなテーマになっているところですから、できる限り出ていただきたいと思いますが、厚生労働省よろしいでしょうか。
- 〇厚生労働省統計情報部長 はい。
- ○樋口委員長 よろしくお願いします。そのほかにございますか。

それでは、引き続きご審議のほどよろしくお願いいたします。

それでは、次の議題に移ります。サービス統計・企業統計部会の審議状況につきまして、首藤部 会長からご報告をお願いいたします。

〇首藤委員 諮問第29号、経済構造統計の指定の変更、経済センサス・活動調査の実施並びに工

業統計調査、商業統計調査及び特定サービス産業実態調査の変更については、平成 22 年 10 月 22 日に開催されました統計委員会で総務大臣から諮問され、サービス統計・企業統計部会に審議を付託されたものでございます。

本件に関しまして、これまで3回部会を開催して審議を行いました。3回分まとめてご報告いた しますので、ちょっと時間がかかりますが、お許しをいただきたいと思います。

第1回目は第 19 回サービス統計・企業統計部会での審議でございまして、これは1ページ目の 部会結果の概要をご覧ください。

第 19 回サービス統計・企業統計部会では3つの論点について審議をいたしました。1 つは基本 計画との関係、調査対象及び調査事項でございます。

まず基本計画との関係についての審議でございますが、これにつきまして、調査の実施計画の内容について異論は出ませんでした。しかし、国民経済計算の精度の維持という観点で統計委員会からの要請がありましたので、これによって実施計画の変更を余儀なくされたという事情もございます。内閣府の方がご欠席でしたので、次回の第 20 回の部会において国民経済部から意見を聞いた上で再度部会として判断することにいたしました。

次に調査対象でございますけれども、国及び地方公共団体の事業所については調査対象から除外するということでございます。これ自体は妥当であるといたしました。その理由は、国及び地方公共団体の事業所につきましては営利を目的としないもの、運営経費を一般財源に依存しているものがほとんどであって、経済活動を収益で把握できるものは一部の地方公営企業でございまして、これらにつきましては行政記録情報を活用して結果が出されるということでございます。そういった理由によりまして、除外することは妥当であるといたしました。

更に調査対象名簿の作成につきましては、商業登記簿情報等の行政記録情報が活用されております。基本計画の指摘も踏まえて対応されておりますので、これは妥当といたしました。このたび商業登記簿情報が利用されましたが、労働保険情報の利用についても検討を進めているという実施部局からの説明もございました。このことにつきまして、行政記録情報の活用に当たってはコストベネフィットを十分に理解した上で取り組むべきことが必要であるとの意見とか、またほかの行政記録情報の活用も検討していくべきではないかといった意見が委員から出されました。

また、今回国及び地方公共団体を調査対象から除いて、行政記録情報を活用して結果を出すことにつきましては、むしろ評価すべきではないかという意見もございました。

調査事項に関してでございますけれども、後ろの方は十分にまとめてございませんが、平成 23 年 1 月から 12 月までの期間の暦年データを記載してもらうこととしております。やむを得ない場合につきましては、23 年の暦年を最も多く含む期間、決算期間でも良いとしております。これに関しましては、決算期間での記入が多くなって、それを集計してデータの精度に影響するのではないかということで、原則平成 23 年の暦年データの報告であることの周知徹底をしてほしいという意見がございました。

以上が第19回サービス統計・企業統計部会の審議の内容でございます。

続きまして、第 20 回の部会における審議の状況につきまして、ご報告させていただきます。こ

れは3枚目でございます。

第20回では基本計画との関係、調査方法、調査事項の3つについて審議をいたしました。

基本計画との関係につきましては、第 19 回で内閣府からの意見を聞いて判断したいとしておりましたので、内閣府からの意見聴取をいたしました。内閣府としては、国民経済計算の確報推計データとして用いる製造業のデータの提供につきまして、実施計画の対応で問題がないというご意見でございましたので、本調査の実施計画は基本計画における指摘を踏まえた対応になっているということで妥当といたしました。

次に調査の方法についてでございますが、調査時期が少しずれたことによりまして、時期が積雪・寒冷期になり、調査の実施が困難な時期でございます。調査員及び地方公共団体の事務負担を軽減するために、経済センサス - 基礎調査の際の調査員及び地方公共団体が担当した調査対象の範囲を変更する、同時に民間事業者を活用することで対応するとしております。これにつきましては調査員の負担軽減、地方公共団体の事務負担の軽減という観点から妥当といたしました。

また、民間事業者への業務委託につきましては、業務の管理監督の方法、民間事業者に委託している事実につきましての公開の仕方等、調査実施者としての責任を持って対応がなされるということについて確認を求めました。調査実施者からは国が民間事業者の業務管理監督を積極的に行うという旨の回答をいただいております。

地方公共団体の方からは調査票の回収率を8割達成できるように民間事業者の管理をしていただきたいということ、調査環境の整備のために広報等を十分に行っていただきたいというご要望がありました。総じて地方の意見を取り入れた計画になっているので問題はないというご意見となっております。

調査事項につきましては、おおむね妥当と判断をいたしました。しかし、細かい内容になりますけれども、費用総額、退職金等記載の際に概念が非常に紛らわしくて報告者に誤解を与える可能性もあるので、正確に報告できるように記入の手引などで定義を明確にしておくべきだという意見がございました。

また、調査事項の売上金額につきましては、これは事業所単位の調査でございますが、事業所の 売上金額の中には企業の内部取引額が含まれますけれども、企業の売上金額には内部取引金額が含 まれないということで、企業と事業所で総額が異なることになります。そういった事業所と企業の 調査に関しましては、本社一括調査を行うことになっておりますけれども、記入者にも記入の手引 等で注意喚起する必要がある。結果の表章におきましても、利用者に違いがあることを示すよう留 意する必要があるといたしました。

更に事業所の売上金額に占める企業の内部取引額でございますけれども、今回の調査でそれを把握することはできない。今回は報告者の負担を考慮すると非常に困難だということで、事業所単位の売上高に占める企業の内部取引額については今回の調査結果を十分に検証して、今後検討していただきたいということにいたしました。

最後にSNA及びIOにつきまして、内閣府及び総務省から経済センサス-活動調査の結果が精度向上に寄与するという意見をいただきましたので、この点も問題がないと判断いたしました。

最後は3回目、第 21 回のサービス統計・企業統計部会の審議の状況でございますけれども、これは7ページ目をご覧ください。これはまだ未定稿でございます。

部会の冒頭で審議をいたしました企業の内部取引の把握につきまして、まず最初に調査実施部局から補足の説明がございました。前回の部会の審議の内容に関しまして、今回の調査結果を検証して、製造業に限らず広くサービス業を含めた全産業の内部取引をどのように把握していくかをきちんと検討していただくということにつきまして、改めて確認いたしました。

3回目の部会の内容でございますが、結果の公表等について、他の基幹統計調査との重複について、経済構造統計の変更についての3点でございます。

結果の公表については8枚目以降になりますけれども、経済構造統計として更に既存統計調査の継続利用の確保という観点から集計事項は妥当であると判断いたしました。

平成 23 年の国民経済計算確報推計のための製造業のデータ提供の範囲、提供の時期につきましても、内閣府に確認の上問題ないと判断いたしました。

しかし、結果の公表につきましては、初めての調査でもございますので、集計の段階で恐らく様々な問題が発生するだろうということが想像されます。また、経済センサス - 基礎調査で速報結果の公表が遅れたということもありますので、経済センサス - 活動調査では予定どおりの公表を行ってもらいたいという意見がございました。経済センサス - 活動調査の結果を基に調査設計を計画しているというものもございますので、利用者のために結果の公表スケジュールが決まり次第、明らかにしてもらいたいという意見もございました。

2つ目に他の基幹統計調査との重複の観点からでございますけれども、工業統計調査、特定サービス産業実態調査の平成23年調査の中止、平成24年商業統計調査の実施時期の変更について審議をいたしました。いずれも報告者の負担の軽減に資するということで妥当と判断いたしました。

また、地方公共団体から平成 24 年経済センサス - 活動調査の実施後の同じ年に平成 24 年工業統計調査が行われるということ、平成 26 年に商業統計調査を実施するとしておりますけれども、同じ年に経済センサス - 基礎調査、農林業センサスなど大規模な調査が行われる予定となっているので、報告者の負担及び地方公共団体の事務負担を考慮して各調査の実施計画を立てることをお願いしたいという意見がございました。

最後に経済構造統計の変更についてでございますけれども、経済センサス - 活動調査の実施によりまして、経済構造統計の作成者を総務大臣及び経済産業大臣に変更するということでございます。 経済センサス - 活動調査を、経済構造統計を作成するための基幹統計調査と位置付けておりますので、これは妥当と判断いたしました。

本件につきまして、3回の審議で予定をしていた論点について一応終わりました。次回の部会に おきましては答申案についての審議を行い、次回 12 月の統計委員会に本部会としての答申案を提 出する予定でございます。

以上、サービス統計・企業統計部会の審議結果についてご説明を申し上げました。

○樋口委員長 ありがとうございました。

ただいまのご報告につきまして、ご質問等をお願いいたします。廣松委員、どうぞ。

○廣松委員 今、部会長にご報告いただいたとおりですが、補足という意味で3点ぐらい申し上げたいと思います。

これも最初に、部会でも強調されたことですが、これだけの大規模な調査は産業関係の統計としては初めてのものでございます。当然これから実施するわけですから、どういう結果になるか心配なところもあります。部会の中で特に企業の内部取引に関してかなり議論が出ました。勿論それが取れれば理想だろうとは思いますが、経理項目まで含めた初の大規模調査において、それが果たしてどこまで可能かということに関して、事前に検討した結果、とりあえず今回は内部取引を省いた形で調査することになりました。したがって、結果として事業所の売り上げの総和と企業内の内部取引を相殺した企業単位の売り上げの総額と合わないことになります。利用者の方にその違いを十分に説明して、誤解がないような使い方をしていただけるように十分説明する必要があると思います。それ以外にも調査項目についていろいろ注文が出てくるのは当然ですが、ただ、これだけ大規模な調査をやる時に、どこまで調査項目を入れるかということに関しては、まだ経験がありませんので、とにかく平成24年の調査を実際に行ってみて、その結果を次の調査に生かすということが必要だろうと思います。

2点目として、今回はかなり複雑な調査系統になっています。具体的に調査員調査、市町村の直轄調査、都道府県単位の直轄調査、国の直轄調査が併存する形になっており、直轄調査は民間事業者に委託するという形になっております。それにはいろいろな理由がありますが、先ほどもご説明があったとおり、調査員の方々の負担、地方公共団体の負担をなるべく軽減するという観点から、こういう調査系統になったわけです。どこまで混乱無く効率的にできるかということに関しては実査の段階で十分に注意していただく必要があると思います。今回は特に2月という調査時期ですので、暖冬で雪が少ないことを願うわけですが、そういう理由もあって調査員の確保が大変難しい。それは単に短期的な今回限りのことではなくて、大きく統計環境の悪化という意味から言っても、今後、調査員の確保というのはかなり難しくなってくると考えられる。その意味で、これは当然今後の課題ですが、例えばオンライン調査の積極的な導入とか、調査方法に関しても工夫をしていく必要があると思います。

3点として、部会でそのような議論をしておりましたときに、私が一言口を滑らせて、結果概要には出ているかもしれませんが、初めての調査ということだけではなく、経理項目まで調べる調査というのは大変難しい。その意味で統計調査員の方の大変なご尽力が必要なわけですが、経済センサス・活動調査だけではなくて、調査員調査全体に対するご理解をいただく意味でも統計委員会の委員の方々に、どの調査でも構いませんので、一度、調査員の方に同行していただいて、現場がどれだけ大変かということを体験していただくことも必要ではないかということを申し上げました。それならば委員会の席でもそういうことを述べるということでしたので、一言追加させていただきます。

以上です。

○樋口委員長 ありがとうございました。

2月は入学試験もあるので、別の時期も含めて是非一度、実査に同行してみたいと思います。皆

さんもどうぞよろしくお願いいたします。

ほかにございますか。

これも内閣府といいますか、経済社会総合研究所の方もSNAとの関係がありますので、是非ご協力のほどよろしくお願いします。

それでは、首藤部会長を始め、サービス統計・企業統計部会の皆様には、引き続きご審議のほど よろしくお願いいたします。私どもも宿題を負ったということだと思いますので、ご協力をよろし くお願いします。

本日の議題は以上ですので、最後の次回の日程につきまして、事務局から説明をお願いします。 **〇乾内閣府統計委員会担当室長** 次回の統計委員会につきましては、12月17日の金曜日、本日より2時間早い13時から、本日と同様のこの会議室にて開催いたします。会合の詳細につきましては、正式な開催通知をもってお知らせいたしますので、よろしくお願いします。

なお、お知らせしましたように、この後、引き続き統計委員会と統計利用者の意見交換会がございますので、委員の皆様におかれましては、ご出席をお願いしたいと思います。

また、各府省のオブザーバーの皆様におかれましては、お時間がございましたら引き続きご出席 いただきたいと思います。

それでは、傍聴者の入れ替え等が終わりましたら、速やかに意見交換会を行いたいと思いますので、ご着席のままお待ちいただけますでしょうか。

〇樋口委員長 以上で本日の「統計委員会」は終了いたします。どうもありがとうございました。

以上